質問書に対する回答（ＪＲ古賀駅西口都市空間デジタル仮想空間作成等委託）

	質問項目	質問内容	回答
1	特記仕様書第2条	駅西口の整備について、これまで市民や地元事業者から寄せられた主な意見や懸念のうち、本業務で特に配慮すべき点があれば教えてください。	古賀市HPで公開している「古賀駅西口周辺整備基本方針」では、これまでの意見やアンケート調査等を基に古賀駅西口の課題等が整理されていますので、本基本方針を参照してください。本業務で特に配慮すべき事項はございません。
2	特記仕様書第2条	本業務のほかに、駅周辺の整備について市民の意見を集める取組（Web上の意見交換、ワークショップ等）を実施または予定していますか。ある場合、本業務との役割分担や連携について想定していることを教えてください。	今年度からJR古賀駅周辺エリア版市民参加型まちづくりプラットフォーム（KOGATAKT）によるWeb上での意見交換ができる環境を構築しておりますが、本業務との役割分担や連携について現時点で想定しているものはありません。
3	特記仕様書第2条	本業務の効果を測る指標（参加者の理解度、参加者数等）として想定しているものがあれば、目標値とあわせて教えてください。	現段階で具体的数値は定めておりません。本業務の提案内容、協議により定めていきます。
4	特記仕様書第2条	仮想空間を、市民向けのほかに、庁内の検討や関係者との協議（設計業務の受注者、交通事業者、地元団体等）に活用する場面を想定していますか。	本業務で構築する仮想空間は、市民やまちづくり関係事業者向けに活用する想定です。
5	特記仕様書第2条	これまでの説明会やワークショップ等で感じている課題（参加者層の偏り、将来像の伝わりにくさ等）があれば教えてください。	参加者層が固定化しやすいことや、図面・静止画だけでは整備後の空間を具体的にイメージしにくいことが課題としてありました。本業務では、将来の空間を体験的に理解し、多様な意見やアイデアを出せる機会を設けることを期待しています。
6	特記仕様書第5条・第7条	①第5条(2)の「直接雇用を証明する書類」の提出対象は、管理技術者のみですか。担当技術者も含みますか。 ②提出者の役員を配置予定技術者とする場合、当該書類は登記事項証明書でよいですか。	①担当技術者も含みます。 ②役員を配置予定技術者とする場合は、役員であることが確認できる登記事項証明書の提出で可とします。
7	特記仕様書 第8条、第16条	(1) 打合せ（計4回）について、オンライン開催は可能でしょうか。現地（古賀市）開催が必須となる回があればご教示ください。 (2) 契約締結が令和8年11月下旬予定とのことですが、中間打合せ・ワークショップの実施時期、および検査に要する期間の想定をご教示ください。	(1)オンライン開催は可能ですが、業務着手時は対面での開催を想定しています。 (2)契約締結後に提出する業務実施計画及び工程表に基づき協議の上、決定します。
8	特記仕様書 第14条、第19条	(1) 対象エリア（約0.15km²）の再現精度について、建物内部、植栽、道路付属物、車両・人流等の表現の要否や、想定している詳細度の目安があればご教示ください。 (2) 貸与されるPLATEAU 3D都市モデルの詳細度（LOD）、データ形式、および貸与時期をご教示ください。	(1)建物内部の再現は不要です。植栽、道路付属物、車両・人流等の表現は求めます。具体的な詳細度は提案内容を踏まえて協議の上、決定します。 (2)既存PLATEAU 3D都市モデルの詳細度（LOD）は、古賀市古賀駅開発推進課のHP（https://www.city.koga.fukuoka.jp/cityhall/work/ekikaihatsu/080.php）を参照してください。データ形式はFBXデータで、契約締結後、速やかに貸与します。
9	特記仕様書第14条	(5)の報告書・データに含まれる3Dデータの範囲と形式（ファイル形式、LOD、テクスチャの有無）を教えてください。また、(6)「その他」として、駅周辺の交通量・歩行者の調査結果や、これまでの市民意見の記録の貸与は可能ですか。	既存の３Ｄデータの範囲は古賀市古賀駅開発推進課のHP（https://www.city.koga.fukuoka.jp/cityhall/work/ekikaihatsu/080.php）を参照してください。データ形式はFBXデータです。契約締結後に駅周辺の交通量・歩行者の調査結果や、これまでの市民意見の記録の貸与は可能です。
10	特記仕様書第14条	これまでに整備した3D都市モデルについて、市民への説明や庁内の検討でどのように活用してきたか、活用する中で感じている課題や、本業務で補いたい点があれば教えてください。	庁内や市民への説明会などにおいて、よりイメージが伝わりやすいように活用してきました。 今後、整備した３Ｄモデルをより広く知ってもらうためにはどうすればよいかというところで本業務を発注しております。
11	将来整備イメージの元資料（特記仕様書 第17〜19条）	仮想空間で再現する「将来整備イメージ」についてお伺いします。 (1) 再現の元となる資料（基本設計の図面、パース、配置計画等）は、発注者から貸与されるのでしょうか。貸与される場合の時期もご教示ください。 (2) 将来案の数（比較検討に用いる案の数）の想定をご教示ください。 (3) 将来案のデザイン検討・作成は、受注者の業務範囲に含まれるのでしょうか。	(1)契約締結後、速やかに貸与します。 (2)将来案の数は一つです。 (3)ワークショップで出た意見の反映及びとりまとめ作業は含みます。
12	特記仕様書第18条・第19条	対象エリア（約0.15km²）の全域を同じ精度で再現する想定ですか。将来像を詳細に再現する範囲と、現況を簡易に再現する範囲を分ける想定はありますか。また、現況の街並みについて、建物の外観や店舗の看板など、どの程度の精度を想定していますか。	具体的な再現範囲、表現方法、及び構築方法については協議の上、決定します。
13	特記仕様書第19条	駅舎や東西の連絡通路など、対象エリアに接する施設で別途検討が進んでいるものについて、仮想空間での扱い（再現する／しない、参考として示す等）に方針があれば教えてください。	具体的な再現範囲、表現方法、及び構築方法については協議の上、決定します。
14	特記仕様書第19条・第21条	駅前広場等の設計業務の成果（図面、CADデータのほか、設計の検討で作成された3Dモデル等）は、委託期間中のどの時期に、どの形式で提供される見込みですか。設計の進捗を仮想空間に反映する頻度や方法について、想定があれば教えてください。	契約締結後、速やかに提供する予定です。
15	特記仕様書第20条	例示のベンチや植栽のほかに、市民に検討してほしい要素（舗装、照明、日よけ、イベントの配置、広場の使い方のルール等）として想定しているものがあれば教えてください。	現時点で想定しているものはありません。適宜提案願います。
16	特記仕様書第20条	「利用者がベンチや植栽などを配置、移動、変更できる機能」について： (1) 任意位置への自由移動・配置操作が必須でしょうか。 (2) 候補位置からの選択表示・非表示切り替え方式でも要件を満たしますか。 (3) 運営側が制作環境上で配置を変更・反映する方式も認められますか。 (4) 同時操作人数、操作結果の共有・保存要否。 (5) 配置・変更要素の想定種類数・独自アセット持ち込み・動作付与要否。 (6) 意見の記録・投票は仮想空間内完結が必要か（外部アンケートツール併用可否）。	現時点で想定しているものはありません。適宜提案願います。

質問書に対する回答（ＪＲ古賀駅西口都市空間デジタル仮想空間作成等委託）

	質問項目	質問内容	回答
17	特記仕様書第20条・第21条	ワークショップの間の期間に、参加者以外の市民が仮想空間を閲覧し、意見を寄せられるようにすることは、本業務の範囲として想定されますか。	本業務の範囲外ですが、提案していただいても構いません。
18	特記仕様書 第21条	(1) 想定参加人数、1回あたりの所要時間、開催時期の希望。同時参加人数の想定。 (2) 開催場所（会場手配・会場費の負担者）、および対面／オンライン開催の別。 (3) VRゴーグル・PC等の機材の調達・費用負担（受注者／発注者）。 (4) 参加者の募集・受付の主体、およびチラシの想定部数・配布範囲。	⑴20人程度の想定ですが、1回あたりの所要時間や同時参加人数によって増減することになろうかと思います。ワークショップの具体的内容は提案内容、協議により定めていきます。 ⑵開催場所は市が手配し、対面での開催を想定しています。 ⑶受注者の負担です。 ⑷募集主体は市、受付含むワークショップの運営に関わる業務は受注者が主体です。チラシの部数や配布範囲含め、ワークショップの具体的内容は提案内容、協議により定めていきます。
19	特記仕様書第21条	ワークショップの会場、1回あたりの参加者数、対象者、実施時期の想定を教えてください。参加者の募集・周知は市と受注者のどちらが担いますか。市の広報媒体は活用できますか。参加者の端末は、各自のスマートフォン等と貸出機材のどちらを想定していますか。VRゴーグルやPC等の機材は受注者が用意する想定ですか。	・会場は市公共施設での実施を想定しています。 ・1回あたりの参加者数は20人程度の想定です。 ・実施時期は、契約締結後に提出する業務実施計画及び工程表に基づき協議の上、決定します。 ・市の広報媒体は活用可能です。 ・参加者の端末は受注者が用意する想定をしています。
20	特記仕様書第21条	ワークショップは、市民が将来像を体験し、整備への理解と関心を深めることを主眼とし、意見やアイデアはその過程で収集するものと理解してよいですか。	将来像への理解及び関心を深めることに加え、仮想空間での体験を通じて、具体的な意見やアイデアを収集することも重要な目的としています。
21	特記仕様書第21条	ワークショップで整備計画の内容（将来像、整備の進め方等）を説明するのは、市職員と受注者のどちらを想定していますか。当日運営に関わる市職員の人数と役割の想定もあわせて教えてください。	市が整備計画の内容を説明します。参加する市職員の人数は、開催内容を踏まえて協議の上、決定します。ワークショップの運営は受注者が主体で実施していただくことを想定しています。
22	特記仕様書第21条	ワークショップで、整備方針と異なる意見や、整備そのものへの懸念が出た場合の取り扱いについて、市の方針があれば教えてください。	貴重な意見として受け止めるとともに、課題や配慮事項として整理して検討いたします。
23	特記仕様書第21条	ワークショップでは、立場や関係性にとらわれず市民が率直に意見を出せることが重要と考えています。参加者構成や進め方について、市として配慮を求める点があれば教えてください。	参加者構成に現時点で想定しているものはありません。 進め方においては、デジタル機器の操作が得意でない方でもアバター操作や配置検討をスムーズに行えるよう、丁寧なサポート体制を求めます。
24	特記仕様書第21条	ワークショップの参加者は新たに募集する想定ですか。これまでに整備の検討に参加した市民や、駅西口周辺でまちづくりに取り組む団体・事業者の参加も想定していますか。	ワークショップの参加者は新たに募集します。必要に応じて駅西口周辺でまちづくりに取り組む団体・事業者の参加することもあり得ると考えます。
25	特記仕様書第21条	委託期間中に駅西口周辺で予定されている社会実験やイベントがあれば、時期を教えてください。	民間が主催のイベント予定は以下のとおりです。 11月21日：イルミネーション点灯式（古賀駅西口ふれあい広場） 11月28日：焼酎時間2026（古賀駅西口ふれあい広場、憩いの広場） 11月29日：オーガニックマルシェ日土水市（憩いの広場） 12月5日：クリスマスマーケット（サンリブ古賀店駐車場） 補足：市主催の社会実験は10月24日に実施予定
26	特記仕様書第22条	企画提案書のうち、次年度の普及啓発業務に関する提案は、A4換算10頁の制限に含まれますか。	含みます。ただし、次年度の普及啓発業務内容の提案を求めているものではなく、企画提案書で提案を求める内容及び評価対象は、募集要領４⑴に示す①～③についてです。提案していただくにあたって、次年度の普及啓発業務の提案を加えることは特に問題ございません。
27	特記仕様書第22条	次年度の普及啓発業務は、本業務で構築した仮想空間を継続して活用する前提で、別途調達を予定しているものと理解してよいですか。	そのとおりです。
28	特記仕様書第22条・別添①	委託期間の終了後、仮想空間の運用・更新は誰が担う想定ですか（市職員、地元のまちづくり団体・事業者、委託事業者等）。職員や地域の方が自ら内容を更新する場面も想定していますか。	委託期間の終了後は、市で運用を担う想定ですが、必要に応じて委託する可能性もあります。
29	特記仕様書第24条	ワークショップで得られた意見や検討結果は、どの会議体や手続に、どのような形（意見の一覧、集計結果、検討案の図等）で、いつ頃報告する予定ですか。	年に２～３回程度開催する「古賀駅周辺開発推進協議会」で報告する予定ですが、具体的時期は未定です。
30	特記仕様書 別添①	プラットフォームの継続利用にかかる利用料、ライセンス料、アカウント費用についてお伺いします。 (1) 令和9年度以降の継続利用費用は、本業務の見積（上限額13,640千円）に含めず、金額・条件を明示した上で別途発注者負担となる理解でよいでしょうか。 (2) 本業務の見積に含める場合、どの期間（令和9年3月31日まで／次年度分を含む等）までを計上する想定でしょうか。 (3) 委託期間終了後（令和9年4月以降）に、仮想空間の公開を継続することを想定している期間があればご教示ください。	⑴その理解でよいです。 ⑵令和9年3月31日までです。 ⑶委託期間終了後も継続して活用することを想定していますが、具体的な公開期間は現時点では定めていません。
31	特記仕様書 別添①	「委託期間後も公開、運用、改修が可能であること」について、委託期間後の運用・改修を行う主体として、①発注者自身、②受注者、③受注者以外の第三者のいずれを想定されているかご教示ください。 また、発注者自身または第三者が運用・改修を行う想定の場合、操作研修（レクチャー）の実施の要否についてもご教示ください。	委託期間の終了後は、市で運用を担う想定ですが、必要に応じて委託する可能性もあります。

質問書に対する回答（ＪＲ古賀駅西口都市空間デジタル仮想空間作成等委託）

	質問項目	質問内容	回答
32	特記仕様書 別添①	未確定の検討案を仮想空間で示す場合の公開範囲（一般公開か、ワークショップ参加者に限定するか）について、庁内の方針や考え方はありますか。	検討段階の案として公開していく考えです。
33	特記仕様書 別添①	想定している運営の形態（常時公開か期間限定か、事前登録の有無、職員による見守りの有無）を教えてください。参加者が空間内の物を配置・変更できる機能について、意図しない改変や不適切な改変への懸念や、求める対策の水準があれば教えてください。	常時の公開が望ましいと考えますが、詳細は協議の上、決定します。
34	募集要領1(5)	募集要領1(5)の上限額13,640千円（税込）は、本年度の特記仕様書に記載の業務（仮想空間構築、市民参加型検討機能、ワークショップ2回、活用提案書等）の範囲に対するものであり、別添「普及啓発業務（想定）」で提示を求められている次年度の概算事業費は、上限額の対象外（参考提示）との理解でよいでしょうか。	そのとおりです。
35	募集要領3(3)、4、別添、特記仕様書第22条	(1) 別添で提示を求められている次年度の「実施体制・概略スケジュール・概算事業費」および「想定スケジュール」は、企画提案書（様式第6号、企画内容A4換算10頁以内）の頁数に含まれるでしょうか。別紙（頁数外）としての提出は可能でしょうか。 (2) 特記仕様書第22条の納品物「活用提案書」と、企画提案時に別添に基づき提案する次年度の内容との関係（提案時は概略で、契約後に活用提案書として具体化する理解でよいか）をご教示ください。	(1)含みます。 (2)企画提案書で提案を求める内容及び評価対象は、募集要領４(1)に示す①～③についてです。提案していただくにあたって、次年度の普及啓発業務の提案を加えることは特に問題ございません。納品物の活用提案書を作成するにあたって、別添の普及啓発業務を参考にしてください。
36	募集要領4	「将来的な展開を見据えた汎用性」について、庁内で想定している展開先（他エリア、他部署、次年度以降の業務等）があれば教えてください。	次年度以降の普及啓発業務に展開することを想定しています。
37	募集要領6(4)	会場でインターネットに接続できる環境（有線LANまたはWi-Fi）は使えますか。使えない場合、提案者が用意した通信機器を使ってよいですか。	インターネットに接続できる環境は準備いたします。
38	募集要領6(4)	ヒアリング審査におけるプレゼンテーションにおいて、 (1) 会場のインターネット接続環境（有線・Wi-Fi）の提供の有無 (2) 説明者の人数制限 (3) 提案者が持ち込む機器の事前設置・接続確認時間の有無についてご教示ください。	(1)インターネットに接続できる環境は準備いたします。 (2)5名まで。 (3)会場入場後、必要機材の準備を終えたことを確認してからプレゼンテーションを開始いたします。
39	募集要領6(5)	今後の提案改善のため、希望する参加者に、自社の評価項目ごとの得点と評価の概要を示していただくことは可能ですか。	評価結果の公表については、募集要領記載のとおり、選定結果がわかる情報のみとしています。